

1 目的

いじめ、不登校、学級が機能しない状態、問題行動等生徒指導上の諸問題や障害のある児童生徒一人一人に応じた支援等について、県総合教育センター指導主事（以下「コンサルタント」という。）が県立又は市町村立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における校内支援チームに対するコンサルテーション*を行うことにより、より有効な校内指導体制の整備を図ることを目的とする。

なお、コンサルタントが校内支援チーム（学校システム）に対して組織的かつ継続的にコンサルテーションを行うシステムのことを、ここでは「学校コンサルテーションシステム（岡山方式）」と呼ぶ。

2 事業内容

(1) 児童生徒又は保護者が県総合教育センターに来談しているケースの場合、次の①又は②により校内指導体制の整備を図る。

① 当該校に「教師カウンセラー」*がいる場合

コンサルタントは「教師カウンセラー」に対するコンサルテーションを、原則として県総合教育センターで行い、それを基に「教師カウンセラー」は校内支援チームの一員として校内指導体制の整備を図る。

② 当該校に「教師カウンセラー」*がいない場合

コンサルタントは校内支援チームに対するコンサルテーションを、県総合教育センター又は当該校で行い、それを基に校内支援チームは校内指導体制の整備を図る。

(2) 児童生徒又は保護者が県総合教育センターに来談していないケースの場合

コンサルタントは校内支援チームのコンサルテーションを、当該校の希望によって県総合教育センター又は当該校で行い、それを基に校内支援チームは校内指導体制の整備を図る。

(3) 集団をアセスメント*する必要があるケースの場合

いじめや学級が機能しない状態など、集団成員間の心理的相互作用に課題があると思われる場合、当該校長の要請に応じてコンサルタントは心理教育や心理検査等を通して集団のアセスメントを行い、それを基に学級担任、支援チーム等のコンサルテーションを、必要に応じて継続的に行う。

(4) コンサルタントのスーパーヴィジョン*

コンサルタントは、コンサルテーションの質の向上を図るため、必要に応じてスーパーヴィジョンを受ける。

(5) 関係諸機関との連携

コンサルタントは、必要に応じて関係諸機関と連携を図る。

3 経費

この事業に係る教職員や指導主事の派遣旅費は、原則として当該校が負担する。

4 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

5 施行期日

この要項は、平成19年4月1日から施行する。